

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部改正（案）の概要

1 まちづくり協定及び土地利用協定の変更手続の概要

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則では、まちづくり協定及び土地利用協定の変更に関し、協定を締結する際と同様に、協定締結申出書に、まちづくり計画書又は土地利用基準書及び当該協定に係る住民等の3分の2以上の者が合意した旨の書面を添付して、市長に申し出ることとされています。

2 改正趣旨

まちづくり協定及び土地利用協定の変更手続に関し、現行の規則では、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる協定内容の変更等に際しても、当該協定に係る住民等の3分の2以上の者が合意した旨の書面の添付が必要とされており、住民等の負担が大きなものとなっています。このことに鑑み、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正し、軽微な変更を行う場合の手続の簡略化についての規定を整備する予定です。

3 改正の内容

まちづくり協定及び土地利用協定の変更に際し、法令の制定又は改廃等に伴う軽微な変更については、住民等の3分の2以上の者が合意した書面の添付を要しないこととします。

4 施行日

平成28年10月1日（予定）